

平成 27 年 7 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 竹村純也

企業会計基準適用指針公開草案第 54 号

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 27 年 5 月 26 日に公表された企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に関しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

記

1. 質問 1 について

監査委員会報告第 66 号における企業の分類に応じた取扱いの枠組みを基本的に踏襲する提案に同意する。ただし、国際的な会計基準でこの枠組みを必須としたものはないため、この 5 分類以外の取扱いを認めない点については検討の余地があると考えます。

66 号では、「5. 将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断指針」の冒頭に、「そこで、本報告では、会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として、将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する場合の指針を示すこととした。」とある。そこで、適用指針 15 項を次のとおり改める対応を提案する。

（現状）・・・繰延税金資産の回収可能性を判断する際に（第 6 項参照）、・・・

（提案）・・・繰延税金資産の回収可能性を判断する場合には（第 6 項参照）、・・・

2. 質問 6 について

（分類 4）に係る分類の要件を満たす企業であっても、合理的に説明できる場合は（分類 2）に該当するものとして取り扱うことについては、同意しかねる。

（分類 3）は、（分類 2）に該当するものとして取り扱う規定はない。第 24 項によって（分類 2）に近似するものの、第 21 項が適用されないため、（分類 2）と同じ取扱いにはならない。一方で、（分類 4）は重要な税務上の欠損金を計上しているにも関わらず、合理的に説明できる場合には（分類 2）に該当するものとして取り扱うことが容認されている。ここに（分類 3）と（分類 4）とでバランスが悪いものと考えられる。したがって、（分類 3）でも

(分類 2) に該当するものとして取り扱う規定を設けるか、あるいは、(分類 4) が (分類 2) に該当するものとして取り扱う規定を削除することを提案する。

3. (質問 9) 「一時差異等加減算前課税所得」の用語

「一時差異等加減算前課税所得」の用語には、加算・減算という税務調整の手続の名称が用いられている。しかし、一時差異は加算又は減算という手続を通じて「解消」され、また、第 3 項(9)の定義でもその旨が記載されている。さらに、加算又は減算の用語を用いた場合に、税効果会計が繰延法によっているとも誤解されかねない。そこで、第 3 項(9)で定義される用語として「一時差異等解消前課税所得」を提案する。

4 (質問 9) (分類 2) の要件

(分類 3) の要件には、過去 (3 年) 及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていないことと、第 26 項(2)又は(3)の要件を満たす場合を除くことが挙げられている。一方、(分類 2) の要件には、第 26 項(2)又は(3)の要件を満たす場合を除くことは挙げられていない。その差異が意味する内容について、結論の背景で説明することが適当と考える。

5 (質問 9) 第 24 項に関する確認

第 23 項の「一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて」、第 27 項の「翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて」、第 28 項及び第 29 項の「一時差異等加減算前課税所得を見積る場合」との記載がある。これに対して、(分類 3) に該当する企業において、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合に、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする第 24 項では、「一時差異等加減算前課税所得の見積額」に基づく記載やそれを見積る記載がない。そのため、第 24 項による場合には、必ずしも「一時差異等加減算前課税所得の見積額」を算定する必要がなく、定性的な説明によることも可能と解釈しうる。そのような趣旨であるならば、66 号から新しく設定された規定であるため、結論の背景で補足説明すべきと考える。

6 (質問 9) (分類 4) に係る分類の要件を満たすものの、(分類 2) に該当するものとして取り扱われる例

第 86 項では、(分類 4) に係る分類の要件を満たすものの、第 28 項に従って (分類 2) に該当するものとして取り扱われる例として、災害による損失により重要な税務上の欠損金が生じる見込みが挙げられている。しかし、重要な税務上の欠損金をもたらすほどの災害損失が生じた場合には、販売活動や事業用資産に重大な影響を及ぼしているものと考えられる。そのため、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積った場合に、将来において 5

年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが合理的に説明できないケースもあるものと想定される。

現状の記載では、災害損失であれば第 28 項に従って（分類 2）に該当するものとして取り扱われると解釈されるおそれがあるため、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることがポイントである点を強調すべきと提案する。

7.（質問 9）役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異の規定

第 37 項では、役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異について、（分類 2）に該当する企業においては、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、第 21 項ただし書きに従って回収可能性を判断する旨が示されている。しかし、第 21 項ただし書きに従って回収可能性を判断する項目は、役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異に限らない。したがって、第 37 項であえて記載する必要性がないと考えられる。

以上